

2021年（令和3年）8月6日

建設業者のみなさまへ

福山市建設局建設管理部建設政策課

### 「専任補助者の配置について」の改正について

2014年（平成26年）5月20日付けでお知らせした「専任補助者の配置について」の内容を一部改正しました。改正内容は次のとおりです。

#### 改正前

##### 5 コリNZ

この運用に基づいて配置した専任補助者は、担当技術者として登録するものとします。

##### 6 適用時期

2014年（平成26年）4月21日以降の入札公告案件から適用

#### 改正後

##### 5 コリNZ

この運用に基づいて配置した専任補助者は、**専任補助者**として登録するものとします。

##### 6 適用時期

**2021年（令和3年）8月6日以降に入札公告を行う案件から適用**

**ただし、現在施工中の工事のコリNZ登録が、上記に記載した内容と比べて相違がある場合は、竣工登録までにコリNZの変更登録を行ってください。**

問合せ先

建設局建設管理部建設政策課契約担当

TEL：084-928-1076 FAX：084-926-9595

Mail：keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

(改正後全文)

2014年(平成26年)4月21日  
一部改正2014年(平成26年)5月20日  
一部改正2021年(令和3年)8月6日

建設業者のみなさまへ

福山市建設局建設管理部建設政策課

## 専任補助者の配置について

若手技術者の育成及び技術力向上の観点から、監理技術者を専任で補助する経験等豊富な専任補助者の配置を認めることを試行することとしましたので、お知らせいたします。

### 1 内容

監理技術者のほかに専任補助者1名の配置を認めるもの

この場合、両者とも技術者の資格要件を満たす者でなければならないが、技術者としての経験については、専任補助者のみが満たすことで足るものとします。

### 2 対象工事

請負設計金額 1億5千万円以上の工事で「専任補助者試行案件」としているもの

### 3 専任補助者の兼務

- (1) 当該工事に専任で配置することとなるため、他の工事とは兼務できません。
- (2) 当該工事の現場代理人との兼務を認めます。

### 4 提出書類

専任補助者を配置する場合、落札候補者は、専任補助者名を記載した資格要件確認書類を建設政策課へ提出してください。

また、契約締結後に当該専任補助者名を記載した主任技術者等指名届を各工事担当課へ提出してください。

### 5 コリンズ

この運用に基づいて配置した専任補助者は、専任補助者として登録するものとします。

### 6 適用時期

2021年(令和3年)8月6日以降に入札公告を行う案件から適用

ただし、現在施工中の工事のコリンズ登録が、上記に記載した内容と比べて相違がある場合は、竣工登録までにコリンズの変更登録を行ってください。